

## I-2. 中国産業政策 – サプライサイド構造改革のめざす先 –

## 【要約】

- ◆ 第13次五ヵ年計画で進められている「サプライサイド構造改革」は、生産能力過剰問題など「過去の負の遺産」解消と新産業の成長を同時並行で進める政策である。
- ◆ 「過剰」問題が山積する分、新産業の成長には速度が求められ、政府は支援策を積極的に講じている。近年増加する海外企業買収は、そのスピードアップの一手段である。
- ◆ 成長分野は、サービス業のノウハウなど中国にとって経験が浅い「軟實力(ソフトの力)」を問われる局面が増える。その強化には、海外企業買収だけでなく、民営企業の活用や国際市場での経験が豊富な海外企業・国との連携・協業の必要性も拡大する可能性が高まろう。

## 1. 「サプライサイド構造改革」の実行

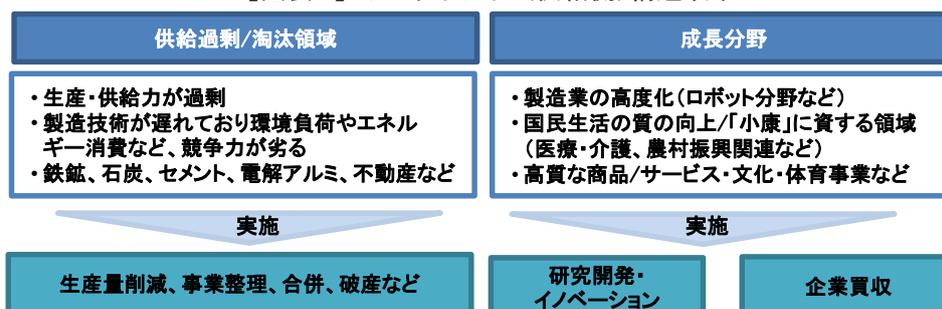
「5大任務」は直面する最重要課題の明示

中国の経済政策を決める最高会議、「中央経済工作会議」が2015年12月下旬に開かれ、2016年の「5大任務」を、1.生産能力過剰の解消、2.企業コストの軽減、3.不動産在庫の解消、4.有効な供給の拡大、5.金融リスクの予防・解消、に定めた<sup>1</sup>。中国が今、直面する最優先課題を明確に示した形である。

「サプライサイド構造改革」は過去の清算と新エンジン立ち上げの並行作業

これら「任務」の指し示すところは、「サプライサイド(供給側)構造改革」の実行である。従来型製造業における供給体制の構造改革—特に鉄鋼、石炭、不動産などの供給過剰の解消—を進めつつ、産業の高度化や新産業育成によって新たな「供給力」を獲得し軸足の移行を目指す。2.ケタ成長時代に後回しにしてきた難題への対応と、新しい発展エンジンの立ち上げを両輪で走らせているのが今の中国の姿である(【図表1】)。

【図表1】 サプライサイド(供給側)構造改革



(出所)みずほ銀行産業調査部作成

2016年から始まった「第13次五ヵ年計画」(以下、「13・5」)は、その発展理念を「創新(イノベーション)」、「協調」、「緑色(環境)」、「開放」、「共有(共有)」に置き、「小康社会を全面的完成」させることを目指す<sup>2</sup>。新しい発展エンジンは、「中国製造2025」や「インターネット+」のような先端産業の高度化に加え、「協調」「共有」に示されるような格差是正、環境保護、文化事業など、社会の安定と国民生活の質的向上に寄与する領域を含んでいる。

<sup>1</sup> 「中央経済工作会议提出2016年五大任务」(2015年12月22日新華社報道)

<sup>2</sup> 「中华人民共和国国民经济和社会发展第十三个五年规划纲要」冒頭は、「13・5は小康社会の全面的建設に向けた最終段階である…(中略)…全面的に創新、協調、緑色、開放、共有を進展させ小康社会の全面的完成を確保しなければならない」と記している。

## 2. 「過剰」と向き合う

### (1) 政策実施状況

「過剰」解消は第一の課題

「去産能」(＝生産能力過剰の削減)は、「5 大任務」の第一に掲げられ、中国政府が今、最も優先すべき課題と見做していることは間違いない。2013年、国務院は「生産能力の深刻な過剰と矛盾解消に関する国務院の指導意見」を公表、鉄鋼、セメント、電解アルミ、板ガラス、船舶で生産設備稼働率が世界の平均水準を下回りながらも設備投資が止まらない状況に危機感を持ち、設備拡張の抑制、技術の立ち遅れた工場の淘汰、合併・再編などの対応策を固めた。その後、該当産業での生産設備の新增設を厳禁する政策などを経て、「13・5」初年度の2016年には、鉄鋼、石炭、非鉄金属産業での個別通達や削減目標が出されている(【図表2】)。

【図表2】生産能力過剰の解消に向けた主な政策

	文書名	対象領域・方針
①	遅れた生産設備を淘汰する工作を更に強化する国務院の通知(国発[2010]7号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>電力、石炭、鉄鋼、セメント、非鉄金属、コークス、製紙、製革、染色</li> </ul>
②	深刻な生産能力過剰の矛盾解消に関する国務院の指導意見(国発[2013]41号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>鉄鋼、セメント、電解アルミ、板ガラス、船舶が対象</li> <li>設備拡張の抑制、設備の立ち遅れた工場の淘汰、違反施設の整理、合併・再編、海外市場の開拓などを定める</li> </ul>
③	一部の生産能力の深刻な過剰業種での生産能力置き換え工作をよく行うことに関する工业和信息化部の通知(工信部産業[2014]296号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>鉄鋼、電解アルミ、セメント、板ガラスが対象</li> <li>生産設備の新增設を禁止</li> </ul>
④	鉄鋼業界の過剰生産能力を解消し困難脱出と発展の実現に関する国務院の意見(国発[2016]6号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>2016～2020年に粗鋼1～1.5億トン分の生産能力を削減</li> <li>ゾンビ企業の処理を加速</li> </ul>
⑤	石炭業界の過剰生産能力を解消し困難脱出と発展の実現に関する国務院の意見(国発[2016]7号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>2016年から3～5年の間に5億トン分の生産能力を撤退させ、5億トン分を減産再編</li> </ul>
⑥	良好な市場環境をつくり有色金属工業の構造調整を促進し転換と増益を促すことに関する国務院弁公庁の指導意見(国弁発[2016]42号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>非鉄金属の重点品種で需給均衡に</li> <li>電解アルミの設備稼働率80%以上</li> <li>航空、自動車、建築、電子等の領域での消費量拡大</li> </ul>
⑦	工業企業の構造調整専門奨励補償資金管理弁法(財建[2016]253号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>ゾンビ企業閉鎖、事業整理の伴う従業員保障金等の用途として予算を確保(2年間で総額1,000億元)</li> </ul>

(出所) 中華人民共和国中央人民政府発表よりみずほ銀行産業調査部作成

処理の手法は「破産」も視野に

「去産能」の手法は、国有大手・宝鋼集団による武漢鋼鉄の吸収合併が発表されたように、合併・事業再編が中心ではあるが、2016年3月の第12期全国人民代表大会(全人代)第4回会議で李克強首相は「債務の再編、破産清算など」で「ゾンビ企業を処理」と述べ、従来は事例の少ない「企業破産法」適用も辞さない強い姿勢を示した。

国有「ゾンビ」の削減目標も

経営が実質的に破たんしているながら政府補助金で生き永らえる、いわゆる「ゾンビ企業」は、報道によると国内A株上場企業だけで鉄鋼、石炭、化学、セメント、ガラス企業を中心に144社あり、うち122社が2013～2015年に受給した補助金総額は307億元(約4,700億円)に上るとい<sup>3</sup>。「ゾンビ企業」は国有企業に最も多い<sup>4</sup>ことから2015年に本格化した国有企業改革<sup>5</sup>の文脈でも成果が

<sup>3</sup> 「長江商報」2016年4月18日。

<sup>4</sup> 中国人民大学国家发展战略研究院「中国僵尸企业研究报告—现状、原因和对策」2016年7月。

<sup>5</sup> 2016年3月14日付 Mizuho Short Industry Focus Vol.145 「中国国有企業改革の現状—改革は『民営化』なのか—」(権田理恵)を参照。

求められており、国有企業管轄当局である国有資産監督管理委員会は、「国有ゾンビ企業345社の処理を3年以内に完了」、「中央政府系企業による鉄鋼、石炭の生産能力を今後2年間で10%、同5年以内に15%削減」、「鉄鋼・石炭専門企業は強化するが、異業種から参入している企業は撤退」などの方針を公表<sup>6</sup>している。

## (2) 達成への長い道のり

### 困難な目標達成

また2016年6月、国家發展改革委員会・徐紹史主任は、最も過剰が深刻な鉄鋼・石炭について、同年の削減目標を「石炭2.8億トン、対象人員数70万人、鉄鋼4,500万トン、同18万人」と発表<sup>7</sup>、【図表2】⑤などで定めている目標を前倒しで実施する方針を示した。しかし2016年7月末現在、削減実績は石炭9,500万トン、鉄鋼2,126万トンで、対年度目標の達成率はそれぞれ38%、47%と、相応に進捗しているものの遅れ気味である。しかも鉄鋼は価格上昇に勢いづいた企業が、一旦操業停止した工場を再稼働させるなどして「鉄鋼3省」とよばれる河北、江蘇、山東で軒並み増産に転じる現象が起きた。

### 削減に向けて監督・指導を強化

これに対し国務院は、目先の市況で目標達成が揺るがないよう、今後、立ち入り検査の強化や電力・水道価格の差別化など各種措置を講じ、監督を強化する方針である。石炭では中央政府系および地方政府系国有大手を中心に11月中の年度目標達成を目指し、鉄鋼では全国28省市区が実施計画と「達成誓約書」を国務院に提出済みという<sup>8</sup>。

### 地方保護主義や歴史遺留問題など課題は山積

それでも「2015年の石炭生産設備余剰は全国で17億トン分、石炭企業の90%が赤字」と中央電視台が報じる<sup>9</sup>ように事態は深刻である。内陸部や東北地方など当該産業への依存度が高く代替産業の選択肢の少ない地域ほど、ゾンビ企業の割合が高い上に<sup>10</sup>、「歴史遺留問題」<sup>11</sup>など問題が根深く、果敢にメスを入れにくい。地方政府系国有企業の場合、中央政府が政策を出しても、直接のオーナーである地方政府が手を下さない限り改革は進まない。各地政府がどこまで地元保護主義を捨て本腰を入れられるか、中央が影響力の高い監督体制をいかに整えられるかが今後のカギの一つになるだろう。

### 人員問題に1,000億元の財政拠出

また難題の一つと言われているのが人員整理である。中央政府は2016年に1,000億元の財政支出を決め、主に鉄鋼・石炭産業の人員整理関連費に充てている。しかし、国有企業において長年、「鉄飯碗」(＝安定した職業)にいた従業員が、職場離脱を拒む、新事業や独立採算など新しい発想に追いつかない、など問題が山積し難航している模様である。一方、中央政府系国有企業で石炭1位の神華集団など一部石炭企業では、業態を投資会社に転換し、傘下に事業会社を置く再編を進め、生き残りを賭ける動きも出ている<sup>12</sup>。いずれにせよ「13・5」は、これらの産業にとって難局が続く時期となるだろう。

<sup>6</sup> 商務部 HP「国資委部署央企去产能工作」2016年7月9日付。

<sup>7</sup> 世界経済フォーラム、夏季ダボス会議(2016年6月)での発言。

<sup>8</sup> 「人民日報海外版」2016年8月1日付、「21世紀経済報道」2016年7月28日付など。

<sup>9</sup> CCTV 央視網「去产能 打响减量提质攻坚战」2016年8月4日付。

<sup>10</sup> 前掲「中国僵尸企业研究报告—现状、原因和对策」はゾンビ企業に多い特徴として①西南・西北・東北地域に所在、②国有企業・集体企業、③創立30年以上の歴史の長い企業—などの共通点を指摘している。

<sup>11</sup> 計画経済時代から続いている各種の過度な負担や非効率な形態。特に従業員家庭の衣食住・教育等すべてを会社が背負う「企业办社会」など。

<sup>12</sup> 「21世紀経済報道」2016年8月29日付。

3. 「新たな供給力」に向けて

(1) 成長分野と関連政策

成長分野は 3 領域

一方、新たな供給力獲得を目指している領域についても、中国政府はすでに多くの政策を発表しており、全体的な方向性は下記①～③に大別できる。

- ① 「中国製造 2025」、「インターネット+」に見られるような先端産業の高度化、イノベーション。
- ② 「小康社会」に象徴される格差是正、農村発展、医療・介護など国民生活の質的向上、社会の安定に資する領域。
- ③ 質の高い商品・サービスの供給、および文化・体育事業。

例えば、中国人観光客による日本での「爆買い」現象は、個人消費レベルにおいて、国内供給力と消費者ニーズが合致せず消費が海外に流れてしまった、③の弱みを端的に表す事例である。消費を経済発展の推進力にしたい中国政府としては痛恨の極みであり、海外購入品の国内持ち込み税率を引き上げたり、越境 EC へ関税を適用するなど「力技」も導入しつつ<sup>13</sup>、国内産業における供給力の強化を急いでいる。

これまで発表された主な政策と対象産業をまとめると【図表 3】のようになる。

【図表 3】 成長分野に関する主な振興政策と該当領域

政策	①先端産業・製造業のハイエンド化・イノベーション、ベンチャー育成	②国民生活の向上・社会の安定に寄与する産業(格差是正、農村振興、社会福祉関連など)	③質の高い商品・サービスの供給力向上/文化・体育事業
第18期中央委員会第3回全体会議(三中全会、2013年)	新技術・イノベーションの発展/創業(ベンチャー育成)奨励	農業・農村経営の現代化/中小都市開発/教育・就業/養老介護・医療/食品・医薬品/環境保護	民間文化企業の発展・開放/医療など保険制度・市場の充実
「中国製造2025」(国発[2015]28号)	情報技術/工作機械・ロボット/航空宇宙技術/海洋エンジニアリング/船舶/軌道交通/新エネルギー車/電力装置・設備/農業機械・設備/新素材/バイオ医薬・医療機器		
「“インターネット+”行動を積極推進することに関する國務院の指導意見」(国発[2015]40号)	ベンチャー創業・イノベーション/製造自動化/人工知能	現代農業/スマートエネルギー/行政サービス(医療・シルバーなど)/交通/環境保護	金融/物流/Eコマース
「新しい消費で新しい供給の新エンジン育成加速を積極的にリードすることに関する國務院の指導意見」(国発[2015]66号)	情報消費(自動化、ロボット、自動車、小売り、旅行、文化、娯楽、農業、教育、医療などをIoTでつなぐ)	エコ消費(空気清浄器、浄水器、エコ家電、エコ建材など)/農村消費	サービス消費(教育、医療・健康、養老、旅行、ゲーム・コンテンツなど文化)/トレンド消費/品質消費
「消費を促進し、転換とアップグレードを導く行動案」(発改総合[2016]832号)		農村消費拡大(Eコマースの活用)/農村情報インフラ整備/住宅改善/自動車関連消費(ピックアップトラックの都市走行制限緩和、駐車場建設促進、アフターサービス向上)/介護施設(医療と介護の結合)/教育(職業学校での技術訓練など)/地方での映画館建設/エコ消費(家電、建材、暖房器具)	物流/3~4線級都市での流通拡大/旅行/レジャー/ホームヘルパー/医療サービスの多様化(リハビリ、終末医療、ハイエンド医療、口腔、美容、漢方医療、健康診断、医療ツーリズムなど)/教育文化(コンテンツ、娯楽、博物館、スマートホーム、デジタル競技会開催、スポーツ)
「製造業とインターネットの融合の深化を促進させることに関する國務院の指導意見」(国発[2016]28号)	「インターネット+と中国製造2025の融合、共同推進をめざす」		
「消費品工業“三品”プロジェクト行動の展開と良好な市場環境をつくることに関する國務院弁公庁の若干意見」(国弁発[2016]40号)			品種、品質、ブランドの“三品”を促進(デザイン、ミドル~ハイエンド消費品、スマート・健康消費品、民族特色消費品)
「ハックラボを促進させ大衆イノベーションを推進することに関する國務院弁公庁の指導意見」(国弁発[2015]9号)	IT/バイオ技術/ハイエンド装置製造/新エネルギー	現代農業/省エネ・環境/医療衛生	文化コンテンツ/現代サービス
13・5国家科学技術イノベーション計画(国発[2016]43号)	情報技術、スマート製造、新素材、クリーンエネルギー、交通技術、海洋、衛星	農業技術、環境保護、資源再生、医療健康、新型都市化、公共安全防災	食品製造、サービス業
「工業信息化部の中小企業発展計画(2016-2020年)に関する通知」(工信部規[2016]223号)	「中国製造2025」、「インターネット+」関連領域のベンチャー企業育成支援		

(出所) 中華人民共和國中央人民政府発表よりみずほ銀行産業調査部作成

<sup>13</sup> 「关于调整进境物品进口税有关问题的通知」(税委会[2016]2号)、「我国将自4月8日起实施跨境电子商务零售进口税收政策并调整行邮税政策」(2016年3月24日財政部)

## (2)「開放」とネガティブリスト制

価格自由化や市場開放で民間投資促進を目指す

「市場化」(＝市場原理に基づく経済発展)を掲げる習近平政権にとって、成長分野における民間投資への期待は大きい<sup>14</sup>。上述①～③の領域においてはメインプレーヤーが民営企業である産業も多く、市場開放や制度づくりなど民間投資促進の施策もスピードが求められている。例えば価格制度については「中共中央国务院の価格システム改革推進に関する若干意見」(2015年10月)において、これまでである程度コントロールされてきた分野の価格について2017年までの自由化をめざす方針を打ち出している<sup>15</sup>。

ネガティブリスト制で市場参入ルールを透明化

またネガティブリスト制度も策定中である。市場参入を禁止・制限する業種をまとめたリスト(ネガティブリスト)を作成し、それ以外の領域での平等な参入を認める同制度は、2016年3月にはリスト草案と天津、上海、福建、広東の4省市での試験導入を発表、2018年の全国施行を目指している<sup>16</sup>。

外資への規制緩和や法改正も

同制度は外資企業への適用も検討されている。現状、外資企業の参入可否は「外商投資産業指導目録」で定められているが、これをネガティブリスト制に統一する発想である<sup>17</sup>。背景には、そもそも「外資企業」の定義が揺らぎつつある現実がある。近年、急増する中国企業による海外買収は、従来の「外国からクロスボーダーで出資・設立された企業＝外資企業」という単純な図式を困難にしつつある。そこで、これまでの外資三法(「中外合資経営企業法」「外資企業法」「中外合作経営企業法」)に代わる新しい「外国投資法」も制定作業が進行中で、その趣旨は「海外の中国資本が中国国内に設立した企業」と「外国企業が中国に投資・設立した企業」を統一的管理しつつ、外資に対する規制緩和などを目指すものとなっている<sup>18</sup>。

## (3)活発な海外買収

成長速度を高めるための手段としての買収攻勢

成長分野の発展加速を補完する手段として現在、精力的に採られているのが企業買収である。例えば家電大手・美的集団による独ロボット企業 KUKA 買収の例は、「中国製造 2025」のロボット産業<sup>19</sup>のロードマップの実現可能性を高める効果をもたらすだろう。

「去産能」に伴う痛みが大きいほど、成長分野での発展加速が急がれる。買収攻勢は製造業のほかにもホテルなどサービス業やサッカーチーム・映画など文化・体育事業にも及び、まさに【図表 3】①～③の領域を広くカバーするものとなっている。

<sup>14</sup> 中華人民共和国中央人民政府発表「民間投資増速回落：李克強为什么抓住这件事不放？」(2016年7月19日)

<sup>15</sup> 「重点領域」として農産物、エネルギー、環境サービス、医療サービス、交通運輸サービスが挙げられている。

<sup>16</sup> 関連政策は「国务院关于促进市场公平竞争维护市场正常秩序的若干意见」(国发[2014]20号)、「国务院关于实行市场准入负面清单制度的意见」(国发[2015]55号)、「国家发展改革委、商务部关于印发市场准入负面清单草案(试点版)的通知」(发改经体[2016]442号)など。対象となる領域は「草案」段階で計328業種、うち禁止類96業種、参入制限類232業種となっている。

<sup>17</sup> 「中共中央国务院关于构建开放型经济新体制的若干意见」(2015年5月5日)。

<sup>18</sup> 「商务部就〈中华人民共和国外国投资法(草案征求意见稿)〉公开征求意见」、「关于中华人民共和国外国投资法(草案征求意见稿)的说明」(2015年1月19日)

<sup>19</sup> ロボットは10大領域の1つ。10大領域は 1.次世代情報技術、2.工作機械・ロボット、3.航空・宇宙設備、4.海洋エンジニアリング・ハイテク船舶、5.軌道交通設備、6.新エネルギー自動車、7.電力装置・設備、8.農業機械設備、9.新素材、10.バイオ医薬・医療機器

法整備も買収を後押し

企業買収関連の法整備もこの動きを後押しする。当局への事前許認可の一部不要化や資金調達の実便性向上などが進みつつあり、これが M&A の動きに弾みをつける形となっている(【図表 4】)。

【図表 4】 M&A 促進に寄与する近年の主な政策

政策	概要
「企業のM&A再編市場環境をさらに優良化することに関する國務院の意見」(国発[2014]14号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>M&amp;A、企業再編に関わる許認可、行政手続きの簡略化</li> <li>金融、税務、土地、雇用などの規定を整備しM&amp;A、再編を促進する</li> <li>M&amp;Aを通じて国際競争力を有する大企業、大集団を育てるべく、成果を上げる</li> </ul>
「境外投資項目核準と備案管理弁法」(2014年4月、国家發展改革委員会令第9号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>中国側投資金額が10億米ドル未満の海外投資・買収案件は政府の事前批准取得不要になる(危険・敏感地域、および敏感業種*は除く)</li> <li>*敏感業種: 通信インフラ、クロスボーダー水源開発、大規模都市開発、送電、電網、新聞メディア</li> </ul>
「境外投資管理弁法」(商務部令2014年第3号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>海外投資・買収案件に関する手続き、管理方法を明確化</li> </ul>
「商業銀行のM&A融資リスク管理ガイドライン」(銀監発[2015]5号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>融資期間を5年から7年に延長</li> <li>融資上限を買収価額の50%から60%に引き上げ</li> <li>担保の必要性を「強制」から「原則」に変更</li> </ul>
「上場企業のM&A再編、現金配当と株式買戻しを奨励する通知」(証監発[2015]61号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>上場企業に関するM&amp;A奨励、関連行政手続きを簡素化</li> <li>資金調達の支援方法を拡大</li> <li>M&amp;A融資、国内外銀シンジケートローンなどで上場企業が海外買収を行うことを支持</li> </ul>

(出所) 中華人民共和国中央人民政府発表よりみずほ銀行産業調査部作成

#### 4. 問われる「ソフトの力」

発展の継続は「国体維持」に不可欠

経済発展の維持、継続こそが国体維持(=共産党一党独裁体制の維持)のために不可欠、という強い認識を持つ習近平政権は<sup>20</sup>、「発展」の評価軸そのものを「量」から「質」に転換して「新常态」と呼び、高成長時代の「負の遺産」を解消しつつ、新しい発展モデル構築を目指す努力に「13・5」で取り組む。この両輪走行は当面続くことが予想され、特に「去産能」は、沿海部では比較的進む可能性があるものの、内陸部や東北地方など問題が深刻な地域ほど社会不安を招くリスクと表裏一体であり、慎重なかじ取りが求められる。

「成長分野」は政策支援での後押し

ゆえに伸びしろとしての成長分野の加速は不可欠かつ喫緊であり、補助金、税制優遇など行政で可能な支援策はさまざまに講じられ、その後押しで参入企業も増え、ある程度発展が進む可能性は高い。

下落傾向の民間投資の復調がカギ

だが、頼みとする民間投資は2016年8月現在、過去10年来初の減少となっており、李克強首相の檄が発せられたばかりだ<sup>21</sup>。民間企業の積極姿勢を引き出すために、ネガティブリスト制などの規制緩和、税制改革(営業税から増値税への転換)、行政手続きの簡素化、社会保険料率引き下げなど企業の負担を軽減する政策が次々打ち出されており、一定の効果をもたらすだろう。ただ、これまで労せずアドバンテージを享受し続けてきた国有企業との平等な競争環境が整うのか、「市場化」に対する信頼感をさらに高める手当てが必要であるのも間違いない。

高まる海外戦略の意味と役割

国内経済の復調への道りに難問が山積する分、海外戦略の持つ意味は大きい。その狙いは、海外企業買収などによって自社製品・ノウハウのレベルア

<sup>20</sup> 2013年11月12日第18期中央委員会第3回全体会議(三中全会)「中共中央关于全面深化改革若干重大问题的決定」

<sup>21</sup> 中国中央政府 HP「民間投資増速回落: 李克強为什么抓住这件事不放?」2016年7月19日掲載。

ップを図ることであると同時に、「走出去」「一带一路」のように海外市場の獲得そのものにかかる期待も大きい<sup>22</sup>。

政府としては、今後も可能な限りの政策を打ち、成長分野の発展を支援するだろう。政策の立案・立法過程の違いなどから、そのスピード感は日本人の想像を上回るものであるのは間違いない。

そこで次に注目されるのは、これらの実行(実現)の行方である。

手段としての買収への偏重は新たなリスクも生む

例えば、発展加速手段としての海外企業買収は、規制緩和などで、より有効な手段となりうる。だが過度にこの手法に偏れば、被買収側の国に警戒心を抱かせ国際的な緊張をもたらしたり、買収によって中国企業自身が巨額な債務を抱え込むという現実も看過できない。また買収行為そのものが成功しても、次は、「その後のマネジメント」力を問われる段階に入る。大型買収案件ほど、経営効率やガバナンス力の低さといった問題を抱える国有企業によるものが多いだけに、買収先企業のさらなる技術革新や国際的なマネジメントを維持・発展することができるのか、といった点にも関心が集まるだろう。

「ソフトの力」が問われる機会が拡大

一方、自主的な国内の取り組みを強化するにしても、そもそも成長分野は、総じてサービス業や文化事業、また製造業においても R&D・イノベーションといった「ソフト」なノウハウをより多く必要とする領域が多い。先進国のイノベーションの取り組みに目を転じて、産官学連携、オープンイノベーションなど広い協働が不可欠となっている。

今後は、中国にとって、これまで経験の浅い「軟実力」(＝ソフトの力)を問われる局面が増えることは間違いなからう。それは政策のルールを敷いただけで直ちに上手く走れるという性質のものでもない。中国国内においても人工知能(AI)のような次世代を担う産業で力をつけているのは百度(Baidu)、阿里巴巴(Alibaba)、騰訊(Tencent)など民営企業である。強い政治力によって急速な発展を遂げてきた中国の次のステージは、国が民間のアイデアや力を柔軟に取り込み政策に連携させる動きが必要となるだろう。同時に、中国国内で不足するノウハウについては、国際市場において経験豊富な海外の企業・国とも連携を図ることが求められるだろう。

みずほ銀行 産業調査部  
香港調査チーム 権田 理恵  
rie.gonda@mizuho-cb.com

<sup>22</sup> 「中共中央国务院关于构建开放型经济新体制的若干意见」(2015年5月5日)

©2016 株式会社みずほ銀行

本資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、取引の勧誘を目的としたものではありません。本資料は、弊行が信頼に足り且つ正確であると判断した情報に基づき作成されておりますが、弊行はその正確性・確実性を保証するものではありません。本資料のご利用に際しては、貴社ご自身の判断にてなされますよう、また必要な場合は、弁護士、会計士、税理士等にご相談のうえお取扱い下さいますようお願い申し上げます。

本資料の一部または全部を、①複写、写真複写、あるいはその他如何なる手段において複製すること、②弊行の書面による許可なくして再配布することを禁じます。